

監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成31年2月25日

上田市監査委員 小池 功二  
同 尾島 勝

# 平成30年度財政援助団体等監査結果

上田市監査委員

## 1 監査の目的

平成28年度、平成29年度に実施した「指定管理者による公の施設の管理について」の監査結果を踏まえ、平成30年度においても指定管理者施設の所管課及び指定管理者が「上田市公の施設に係る指定管理者制度の基本的な考え方」や基本協定書等に基づいて事務執行が適正で合理的かつ効果的に処理されているかを目的としました。

## 2 監査の対象

対象施設	指定管理者	施設の所管課
上田市室内プール	株式会社 水工技建	教育委員会 スポーツ推進課
上田市 コミュニティセンター西内	公益社団法人 上田地域シルバー人材センター	丸子地域自治センター 地域振興課
上田市 岳の湯温泉雲溪荘	一般財団法人 上田市地域振興事業団	武石地域自治センター 産業建設課

## 3 監査の着眼点

対象とした指定管理施設の運営に関し、次の着眼点から監査を実施しました。

- (1) 関係法令等及び基本協定書等に基づき適切に管理されているか。
- (2) 指定管理者業務に係る会計経理は適正に行われているか。
- (3) 利用者サービスの向上や運営の効率化に努めているか。

## 4 監査の範囲

平成29年度の施設管理業務に係わる出納その他の事務

## 5 監査の方法

監査の対象とした3施設について、指定管理者の指定に関する調書、現協定期間における基本協定書及び平成29年度の年度協定書から業務報告書に至る一連の書類の提出を求め、その内容を監査しました。

## 6 監査の期間

平成30年7月1日から平成31年2月20日まで

## 7 監査対象の概要

### (1) 上田市室内プール

上田市室内プール（アクアプラザ上田）は、「四季を通じて市民のふれあいの場を提供し、健康の保持増進を図る」ことを目的に平成4年に設置されました。

施設内容は、25メートルプールをはじめ、造波プールやちびっこプール、ウォータースライダーなどの多種類のプールの他、ジャグジーやトレーニングルームなど、充実しています。室内プールであることから、季節や天候にかかわらず1年を通して利用ができます。

① 指定管理者 株式会社 水工技建

② 基本協定年月日 平成27年4月1日

(指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間)

年度協定年月日 平成29年4月1日

③ 指定管理料 110,527,209円

### ④ 指定管理料支出日及び金額

平成29年	4月20日	30,000,000円 (1期目)
平成29年	7月20日	20,000,000円 (2期目)
平成29年	8月10日	10,000,000円 (3期目)
平成29年	10月10日	20,000,000円 (4期目)
平成29年	12月11日	20,000,000円 (5期目)
平成30年	1月31日	7,949,000円 (6期目)
平成30年	4月20日	2,578,209円 (精算)

### ⑤ 指定管理の内容（募集要項等から）

#### ・施設の概要

所在地 上田市上塩尻623番地

建設年月日 平成4年4月11日

構造 プール棟 鉄筋コンクリート造2階建、屋根構造・鉄骨立体トラス造  
エネルギー棟 鉄骨造

敷地面積 プール棟 3,589.30㎡

エネルギー棟 626.02㎡

駐車場 6,630.00㎡

運動公園 1,680.00㎡

親水公園 4,810.00㎡

延床面積 プール棟1階 3,550.67㎡

2階 936.06㎡

屋根 135.49㎡

エネルギー棟 626.02㎡

施設構成 1階：25mプール、造波プール、ちびっこプール、小川プール、サンデッキ、休憩コーナー、トレーニングルーム、ロッカー室、男女更衣室、医務室、男女トイレ、多目的トイレ、会議室、監視員室、管理事務所、エントランスホール

2 階：ウォータースライダー、溪流下り、クアコーナー、レストラン、  
 休憩室、健康浴室、男女トイレ  
 屋 階：展望広場  
 駐車場：自動車 200 台、自転車 100 台

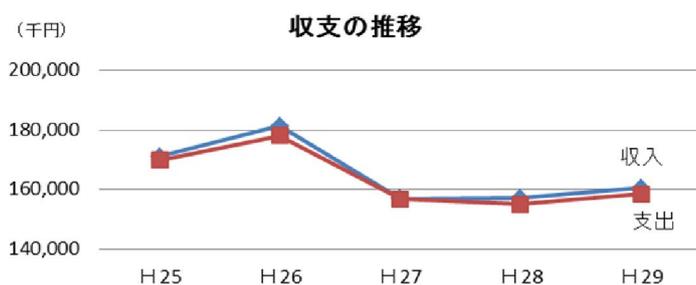
・管理業務

ア 室内プールの施設、設備等の維持管理に関する業務

イ アのほか、室内プールの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみ  
 の権限に属する業務を除く業務

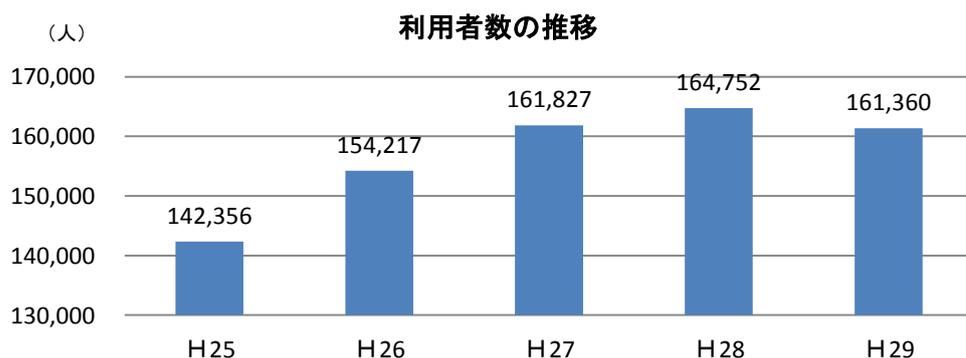
⑥ 指定管理料、収支の推移

区 分	(単位：円)				
	H25	H26	H27	H28	H29
<b>収入項目</b>					
利用料金収入	42,509,410	45,949,260	47,386,070	49,864,460	48,200,970
レストラン売上等	1,200,000	1,400,000	2,142,550	1,717,050	1,756,051
その他収入	2,093	2,555	4,162	297	173
指定管理料	127,301,000	133,908,000	107,447,249	105,416,200	110,527,209
収入合計 (A)	171,012,503	181,259,815	156,980,031	156,998,007	160,484,403
<b>支出項目</b>					
人件費	49,252,479	52,023,256	51,963,919	52,364,116	50,064,617
事務費	7,771,805	7,711,955	6,142,170	7,378,683	7,331,355
燃料費	45,176,300	42,734,796	27,032,654	26,032,277	27,029,129
光熱水費	26,484,013	30,736,000	28,910,208	25,155,704	26,565,479
修繕費	5,296,501	5,384,573	10,663,959	9,656,179	12,424,567
委託料	2,353,470	2,571,987	2,529,291	2,547,936	2,458,016
その他管理費	33,463,131	36,935,577	29,570,325	31,940,710	32,585,933
支出合計 (B)	169,797,699	178,098,144	156,812,526	155,075,605	158,459,096
収支差額 (A - B)	1,214,804	3,161,671	167,505	1,922,402	2,025,307



- ・指定管理料の増減が収支全体の動きに影響を与えていることがわかります。
- ・平成26年度に上昇した収支が平成27年度に大きく減少しています。これは平成27年度に利用収入が1千4百万円増加しているものの、指定管理料が2千6百万円減額されたことが要因と考えられます。
- ・平成26年3月あたりから重油の単価下落により燃料費は減少しています。

⑦ 利用状況



・平成26年度からの利用者増は、水泳教室等の自主事業が減少傾向であることから、通常利用者の増と考えられ、平成26年3月に長野市の室内プールが閉園となった影響も考えられません。



- ・夏期以外の利用者は、自主事業の教室等を利用している方と考えられます。
- ・上記グラフから恒常的利用者が1万人程度と見込めます。
- ・自主事業収支決算報告書によると、集客イベント参加人数は、8月270人、10月500人、1月200人でした。10月は、大規模修繕により長期休館としたため利用者数は少なくなっています。

## (2) 上田市コミュニティセンター西内

上田市コミュニティセンター西内は、「山村振興法の理念にのっとり地域の産業振興と住民の福祉向上を図る」ことを目的に「西内基幹集落センター」として昭和57年に建設され、西内自治会と平井自治会の共同集会施設として利用されてきました。

昭和62年に西内特定環境保全公共下水道処理場が平井地区に建設される際、地元要望事項として入浴施設が増築されました。調理室等も完備され、多機能施設として地元の方々に利用されています。

① 指定管理者 公益社団法人 上田地域シルバー人材センター

② 基本協定年月日 平成27年4月1日  
(指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日 5年間)  
年度協定年月日 平成29年4月1日

③ 指定管理料 6,709,000円

### ④ 指定管理料支出日及び金額

平成29年 4月28日 3,354,500円(1期目)  
平成29年 9月29日 3,354,500円(2期目)

### ⑤ 指定管理の内容(募集要項等から)

#### ・施設の概要

所在地 上田市平井1764番地  
建設年月日 昭和57年12月20日  
構造 鉄骨造2階建  
敷地面積 689.6㎡  
延床面積 577.93㎡  
施設構成 1階：会議室(洋室)1、多目的ホール1、調理室1、トイレ男女各1  
浴室・脱衣所 男女各1  
2階：会議室(和室)1

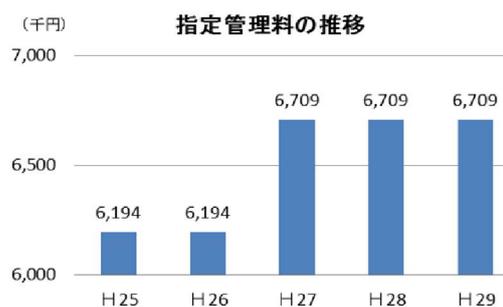
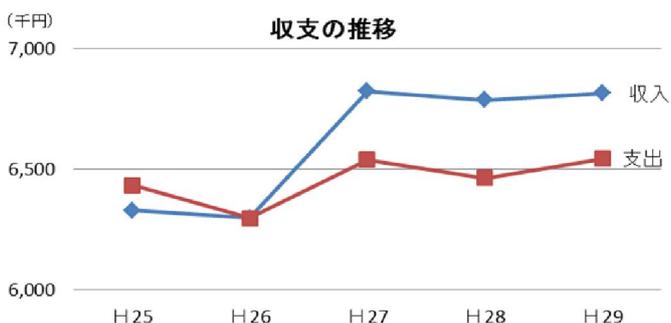
#### ・管理業務

ア コミュニティ施設の利用許可に関する業務  
イ コミュニティ施設の施設、設備等の維持管理に関する業務  
ウ 前2号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除く業務  
エ 指定管理者に付帯する業務

## ⑥ 指定管理料、収支の推移

(単位:円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
<b>収入項目</b>					
利用料金収入	134,850	103,650	112,300	78,100	104,950
その他収入	143	280	380	26	28
指定管理料	6,194,000	6,194,000	6,709,000	6,709,000	6,709,000
収入合計 (A)	6,328,993	6,297,930	6,821,680	6,787,126	6,813,978
<b>支出項目</b>					
人件費	2,745,468	2,814,220	3,006,082	2,991,027	3,467,998
事務費	1,414,545	1,279,857	1,375,916	1,122,704	994,725
光熱水費	1,003,022	1,011,604	1,016,546	974,501	1,018,691
修繕料	1,172,689	845,660	752,260	1,000,475	306,816
委託費	60,104	52,492	95,372	103,040	460,628
その他管理費	36,108	292,650	293,219	271,190	294,132
支出合計 (B)	6,431,936	6,296,483	6,539,395	6,462,937	6,542,990
収支差額 (A - B)	△ 102,943	1,447	282,285	324,189	270,988



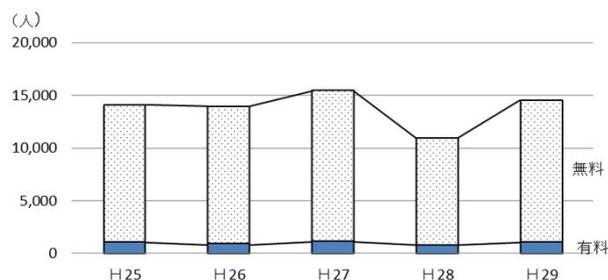
- ・利用料金収入は浴室利用料のみであり、利用料金制度を導入している施設ですが、管理運営費は指定管理料で賄っている状況です。
- ・平成27年度から毎年30万円前後の余剰金が発生しています。
- ・事務費、修繕費は減少していますが、人件費は増加傾向です。

## ⑦ 利用状況

### 浴室利用者5年間の推移

(単位:人)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
有料	1,088	921	1,129	784	1,055
無料	13,022	13,048	14,320	10,158	13,484
合計	14,110	13,969	15,449	10,942	14,539

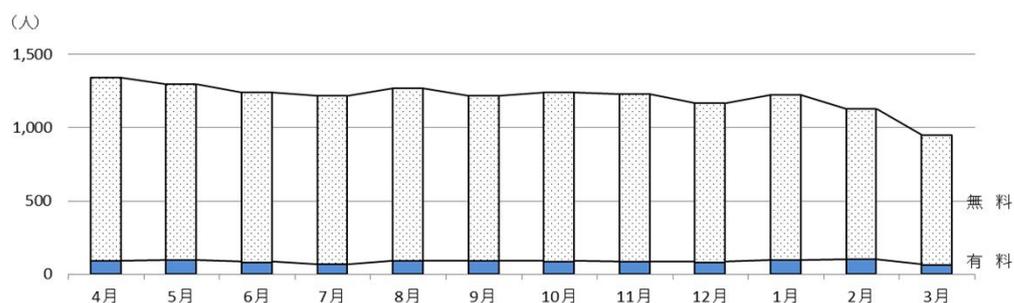


- ・平成28年度の利用者減少は、浴室改修工事により利用期間が少なかったことが要因です。
- ・利用者の9割が無料対象とされていました。

### 浴室利用者年間推移 (H29年度)

(単位:人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
無料	1,252	1,199	1,157	1,148	1,179	1,126	1,153	1,146	1,087	1,127	1,027	883	13,484
有料	91	97	84	73	93	93	88	86	84	98	102	66	1,055
合計	1,343	1,296	1,241	1,221	1,272	1,219	1,241	1,232	1,171	1,225	1,129	949	14,539



- ・年間を通して無料利用者数、有料利用者数ともに大きな変動はありません。3月の利用者減は、浴室の修繕が行われたことが要因と考えられます。
- ・上記グラフから、地元以外の有料利用者数は観光シーズン等の関係はないように思われます。

### (3) 上田市岳の湯温泉雲溪荘

上田市岳の湯温泉雲溪荘は、「豊かな自然環境の中で、地域住民に保健休養の場を提供する」ことを目的に昭和52年に当時の武石村村営温泉宿泊施設、日帰り温泉施設として開業されました。

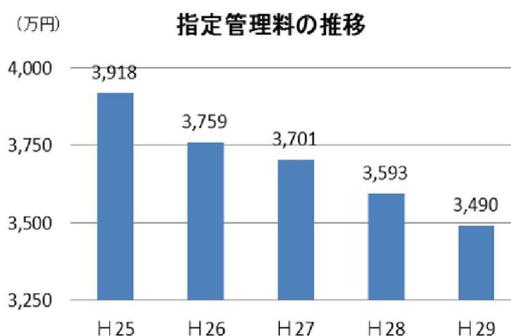
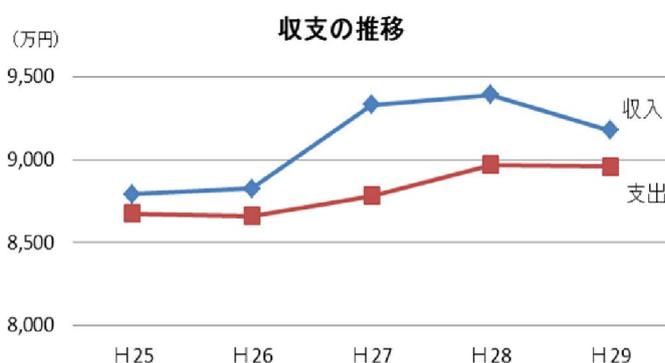
江戸時代に発見された岳の湯温泉は、胃腸病や脳の働きをよくする名湯として古くから湯治場や武石地域の人々の憩いの場として親しまれてきました。

- ① 指定管理者 一般財団法人 上田市地域振興事業団
- ② 基本協定年月日 平成29年3月31日  
(指定期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日 3年間)  
年度協定年月日 平成29年4月1日
- ③ 指定管理料 34,904,000円
- ④ 指定管理料支出日及び金額
- |       |        |             |       |
|-------|--------|-------------|-------|
| 平成29年 | 4月20日  | 17,460,000円 | (1期目) |
| 平成29年 | 6月12日  | 8,730,000円  | (2期目) |
| 平成29年 | 12月11日 | 8,714,000円  | (3期目) |
- ⑤ 指定管理の内容(募集要項等から)
- ・施設の概要
    - 所在地 上田市武石小沢根578番地
    - 建設年月日 昭和52年5月1日
    - 構造 鉄筋コンクリート造2階建(一部3階)
    - 敷地面積 4,429.50㎡
    - 延床面積 1,849.25㎡
    - 施設構成 大広間、広間、客室18部屋、大浴場男女各1、食堂、売店、フロント、事務室、厨房、トイレ
  - ・管理業務
    - ア 施設、設備等の利用許可等に関する業務
    - イ 施設、設備等の維持管理に関する業務
    - ウ フロント、客室、調理配膳、売店に関する業務
    - エ 指定管理者に付帯する業務

## ⑥ 指定管理料、収支の推移

(単位:円)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
<b>収入項目</b>					
事業収入	48,684,540	50,629,559	56,288,546	57,974,003	56,856,768
その他収入	32,745	10,000	10,000	0	10
指定管理料	39,176,000	37,585,000	37,012,000	35,929,000	34,904,000
収入合計 (A)	87,893,285	88,224,559	93,310,546	93,903,003	91,760,778
<b>支出項目</b>					
人件費	31,319,352	32,153,184	34,610,174	34,225,284	37,381,630
燃料費	9,925,039	9,652,506	6,293,944	6,072,697	8,408,746
光熱水費	4,446,568	5,313,642	4,969,333	4,311,829	4,499,889
修繕費	1,250,403	1,192,455	1,195,427	4,591,127	1,005,006
委託費	5,068,901	4,071,212	4,115,633	3,968,611	3,630,869
その他事務費	25,829,670	29,171,326	29,866,014	31,397,003	29,279,125
法人管理費	8,908,000	5,061,000	6,751,000	5,111,000	5,380,000
支出合計 (B)	86,747,933	86,615,325	87,801,525	89,677,551	89,585,265
収支差額 (A - B)	1,145,352	1,609,234	5,509,021	4,225,452	2,175,513



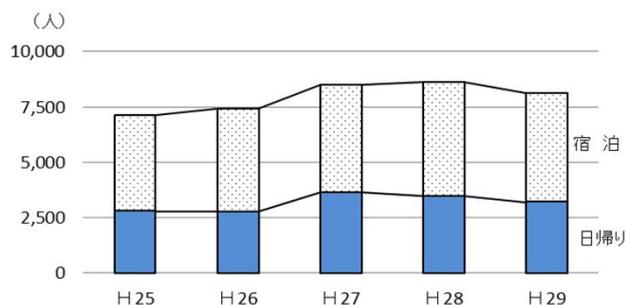
- ・事業収入は、平成29年度に減少はしているものの、平成25年度から増加傾向にあります。
- ・収入の6割が事業収入、3割が指定管理料という状況です。
- ・支出は増加傾向にあり、指定管理料も減少していますが、余剰金が毎年度ある状況です。
- ・人件費は増加傾向ですが、委託費、法人管理費は減少傾向にあります。

## ⑦ 利用状況

### 利用者5年間の推移

単位:人

区分	H25	H26	H27	H28	H29
宿泊	4,294	4,651	4,854	5,148	4,916
日帰り	2,840	2,781	3,666	3,489	3,224
合計	7,134	7,432	8,520	8,637	8,140

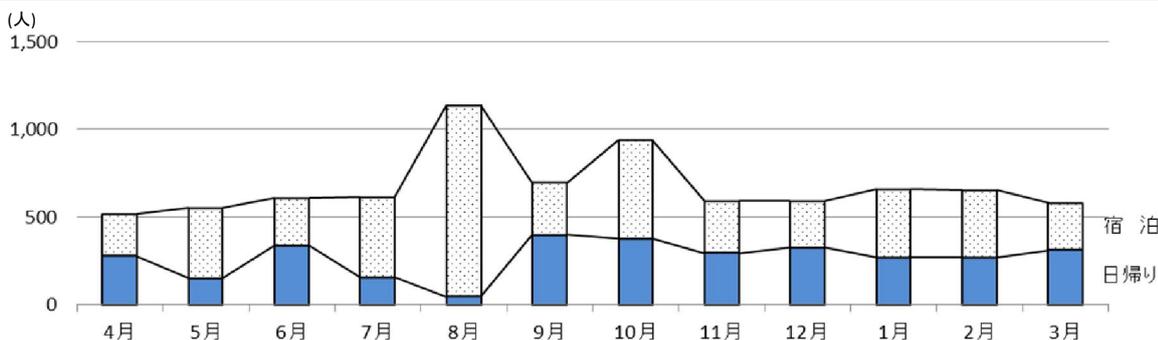


・平成29年度の利用者は、前年度に比べて減少していますが、5年前と比較すると日帰り、宿泊利用者ともに増加しています。

### 利用者年間の推移 (H29年度)

単位:人

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	240	401	271	454	1,093	294	562	294	265	391	383	268	4,916
日帰り	278	151	337	158	47	401	376	296	327	270	271	312	3,224
合計	518	552	608	612	1,140	695	938	590	592	661	654	580	8,140

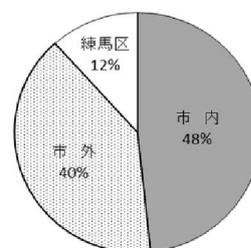


・5月、7月、8月などの長期休みの期間は宿泊者数が多く、日帰り利用者が減少しています。また、10月の利用者増は松茸シーズンによるものと考えられます。

### 利用者の割合 (H29年度)

区分	市内	市外	練馬区	合計
<b>宿泊利用者</b>				
利用者数(人)	1,339	2,627	950	4,916
割合 (%)	27.2	53.4	19.3	100.0
<b>日帰り利用者</b>				
利用者数(人)	2,592	632	0	3,224
割合 (%)	80.4	19.6	0.0	100.0
<b>合計</b>				
利用者数(人)	3,931	3,259	950	8,140
割合 (%)	48.3	40.0	11.7	100.0

H29 利用者内訳



・友好都市である練馬区へは、広報への広告記事掲載や割引制度等を設けていることなどから、練馬区民の利用は全体の12%の利用率となっています。また、練馬区民を含めた市外利用者は、市内利用者を上回っている状況です。

## 8 監査の結果、意見

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められました。これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行を求めます。

### ■上田市室内プール（アクアプラザ上田）：教育委員会 スポーツ推進課

#### 【 指摘事項 】

##### (1) 利用料金の減額等に関すること

上田市室内プールの利用料金については、上田市室内プール条例で定められており、減額又は免除においても「あらかじめ市長が定める基準に従い利用料金を減額し、又は免除することができる」とされています。

このことについて、仕様書では申請のあった場合に学校関係等の減免対象を定めていますが、これに該当しない団体へ市の承認なしに割引きを適用したり、割引券を発行していました。

##### (2) 備品の管理に関すること

基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。

このことについて、基本協定締結時に示された備品1の一覧と財務会計システムにおける備品台帳に相違がありました。

##### (3) 事業報告書に関すること

上田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例では、指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する①管理業務の実施状況及び利用状況、②使用料又は利用に係る料金の収入の実績、③管理に係る経費の収支状況、④このほか、管理の実態を把握するために必要な事項、を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない、と定めています。

このことについて、平成30年3月31日付で指定管理者からスポーツ推進課へ提出された平成29年度「上田市室内プールの施設事業報告書」を確認したところ、報告書内の文書が年度当初に提出された事業計画書の文末を変更しただけであったり、示された参照ページが存在しないなどの箇所が多数見受けられました。また、職員配置の実績、設備保守点検業務の実績、職員研修の実績等が具体的に示されておらず、管理の実態が把握できませんでした。

さらに、現地監査において伝票と事業報告書を比較したところ、金額や消費税の積算について相違があり、提出された収支決算書の数字に疑義が残る事例がありました。

#### 【 意見 】

##### (1) 所管課のチェック体制について

利用料金の設定、備品管理の実態、事業報告書の正確性等は、所管課であるスポーツ推進課の適正なチェックにより改善されるものと考えます。

再度、条例や基本協定書等の内容を確認し、指定管理者から提出された事業計画書や事業報告書等の確認方法、定期的な実地調査等、検討することを求めます。

## (2) 施設の設置目的に沿った業務の内容について

指定管理者が自主事業として行っている市の委託事業や水泳教室等は、施設の設置目的に沿った施設本来の業務と考えられます。

指定管理として行う業務範囲を明確にし、管理業務仕様書にも具体的に示す必要があると考えます。

## (3) 施設管理運営経費の明確化について

「7 監査対象の概要」(P3)でもわかるとおり、当施設は、燃料費や修繕費の変動が大きく、これにより毎年指定管理料が大きく増減しています。そのため、本来どれだけの管理運営経費が必要であるか、指定管理者の経営努力はどうであったのか等が把握しにくい状況にあると考えます。

事業報告時に指定管理者から部門別(指定管理施設分)の決算状況のわかる財務諸表類を提出させ、実態把握や制度導入効果を関係書類と併せて検証すべきと考えます。

## ■上田市コミュニティセンター西内：丸子地域自治センター 地域振興課

### 【 指摘事項 】

#### (1) 指定管理者が行う業務の範囲に関すること

上田市コミュニティ施設条例や募集要項、基本協定書、管理業務仕様書において、指定管理者が行う業務の範囲として「施設設備等の利用許可等に関する業務」や「施設等の利用料金に関する業務」が規定されています。上田市コミュニティセンター西内は、農林経営研修室、教養講座室、大会議室、調理実習室、浴室があり、これらの利用について業務を行うこととなっています。

このことについて現地監査を含め確認したところ、指定管理者は、浴室の利用に関する管理運営の業務は行っていましたが、会議室等の管理運営業務は西内自治会と平井自治会が行っている状況でした。

#### (2) 施設の開館時間に関すること

上田市コミュニティセンター西内の開館時間は、条例や管理業務仕様書で午前9時から午後9時までと定められています。

このことについて、現地監査や受付業務従事者の就業報告書で確認したところ、受付担当職員の勤務時間は主に午後1時から午後8時30分までの勤務となっていました。また、休館日である月曜に勤務実態がありました。

これら開館時間等の変更について、市の承認は得ていませんでした。

### (3) 利用料の減免等に関すること

管理業務仕様書では、利用料金の減免について「減免の申請があった場合」を前提として「西内自治会及び平井自治会へ加入する会員及び当該自治会が所属する団体等が、コミュニティ活動の一環として利用する場合は、利用料金は全額免除する」とありますが、申請の書類が確認できず、また市の承認もないまま両自治会の施設利用料や冷暖房利用料の全てが免除となっていました。

また、浴室利用料については、条例で定められた料金が市の承認なしに免除されていました。

### (4) 修繕料の精算に関すること

管理業務仕様書では、「指定管理料等の精算」として修繕料の実績額が、指定管理料として予算計上された額を下回った場合は、その差額を返納することを定めています。

このことについて、平成29年度の修繕料実績額は30万7千円であり、予算額50万円を下回っていましたが精算が行われていませんでした。

### (5) 適正な科目管理に関すること

事業計画書の収支予算書では、消耗品費と燃料費が区別され計上されていましたが、現状では、燃料費は事務費の中の消耗品費として伝票が作成され、事業報告書の収支決算書でも消耗品費として計上されていました。

### (6) 備品の管理に関すること

基本協定書では、市が無償で貸与している備品を備品1、指定管理費で購入した市に帰属する備品を備品2、指定管理者の負担で購入した備品を備品3と区分し、財産台帳を作成し管理することを定めています。

このことについて、基本協定書では備品1に属する備品のみとなっていますが、現地監査において、市や指定管理者に帰属しない備品が保管されていたり、前指定管理者が所有していた備品が保管されたままになっている状況でした。

### (7) 自動販売機に関すること

施設の玄関内に自動販売機が設置されており、契約状況を確認したところ、前指定管理者が設置し、その後、市、指定管理者のどちらも契約を交わさないまま設置されている実態がありました。

## **【 意見 】**

### (1) 条例、協定書等に基づいた管理業務の徹底について

指定管理者の業務は、条例や基本協定書等において規定されています。しかしながら、今回の監査で確認したところ、定められた業務が指定管理者によって実施されていませんでした。

特に、行政処分たる施設の利用許可に関する業務は、上田市行政手続条例で、指定管理者は利用許可権限を行使できるものとされていますが、コミュニティセンター西内の施設利用の許可を実質的に行っている自治会においては、そのような許可権限が与えられていません。

また、鍵の管理等防犯上の問題も危惧されるところです。

現在のコミュニティセンター西内の管理状況は、条例違反、協定違反であり、指定管理料 670万9千円の算出根拠についても疑義が残る状況です。

速やかに条例や協定書等に基づいた管理業務の徹底を行うべきです。

## (2) 設置目的に沿った管理運営について

この施設の設置目的は「山村振興法の理念にのっとり地域の産業振興と住民の福祉向上を図る」とされています。

山村振興法の基本理念は同法第2条の2で「森林等の保全を図る」ほかに「産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ること」とあり、コミュニティセンター西内はこの理念を基に運営されるべき施設と考えます。

しかしながら、現在の指定管理者の管理業務は、施設の一部である浴室の利用に関する管理業務のみとなっており、施設所管課である丸子地域自治センター地域振興課においても設置目的に則した事業が行われている状況もありません。

現在の社会・経済等の情勢を踏まえたコミュニティセンター西内の具体的な設置目的を明らかにし、施設のあり方を再検討すべきと考えます。

## (3) 施設の公共性の確保、説明責任と透明性の確保について

「長野県山村振興基本方針」では、上田市の中の室賀村、西内村、長村、傍陽村、武石村の地域を振興山村と指定しています。しかしながら、西内村地域以外の区域にコミュニティセンター西内のような申請により無料利用できる浴室を設けた施設はありません。

平成29年度の指定管理者の事業報告を確認すると、浴室の利用者は年間14,539人、浴室利用は地元住民に限定しているわけではありませんが、9割以上の利用料金が免除されていました。

他の振興山村地域との比較、利用状況、毎年600万円以上の指定管理料の支出、前述した(1)、(2)の状況を踏まえても、公共性の確保、説明責任と透明性の確保を今後十分に検討すべき施設と考えます。

## ■上田市岳の湯温泉雲溪荘：武石地域自治センター 産業建設課

### 【 指摘事項 】

#### (1) 修繕料の精算に関すること

管理業務仕様書では、「指定管理料等の精算」として修繕料の実績額が、指定管理料として予算計上された額を下回った場合は、その差額を返納することを定めています。

このことについて、平成29年度の修繕料実績額は100万5千円であり、予算額120万円を下回っていましたが精算が行われていませんでした。

#### (2) 備品の処分に関すること

上田市財務規則第224条では、修繕しても使用に耐えない物品や修繕をすることが不利と認められる物品などは、財産管理者が「物品組替兼処分申請書により財産活用課長又は地域自治センター地域振興課長へ協議のうえ不用の決定をしなければならない。」と定めています。

このことについて、平成29年度上田市岳の湯温泉雲溪荘では片袖机などの6備品18点を破棄していますが、事前協議が行われていませんでした。

### (3) 自動車の貸与に関すること

「上田市公の施設に係る指定管理者制度導入の基本的な考え方」の中で、施設備品の取扱いについて「自動車については貸与しない」と定められています。

このことについて、当施設には庁用自動車であるマイクロバスが2台無償貸与されていました。

## **【 意見 】**

### (1) 自動車貸与におけるリスク負担について

市が指定管理者に無償貸与している自動車は、利用者の送迎に使用していることから、事故の際は損害賠償等の大きなリスクが生じる可能性があります。

リスク負担の基本的な考え方や損害賠償の義務については管理業務仕様書や基本協定において定められていますが、自動車事故の場合、民法や国家賠償法、自動車損害賠償保障法など賠償責任について様々な法律等が関係するため、仕様書等において具体的な取り決めが必要と考えます。

### (2) 公共の宿泊施設としての存続について

上田市岳の湯温泉雲溪荘は「地域住民に保健休養の場を提供するため」に設置されていますが、現在の利用状況は、市内利用者が48%であり、市外利用者を下回る状況です。

地域の観光資源としての位置付けは否定できませんが、上田市が年間3,500万円の指定管理料を支払い運営する施設に対して、上田市民の利用が大半の体育施設等とは異なり、その公共性について市民自身が納得できるかに疑問を感じます。

近年は人口減少や顧客ニーズ等の変化により市内の民間事業者が経営する温泉旅館を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

今後、老朽化が進んでいる当施設は、大規模改修による多額の経費が見込まれ、その投資に見合う収益の見込みは大変厳しいと言わざるを得ません。

また、衰退している温泉旅館の振興策を考えなければならない立場の上田市が、この施設に多額の公費を投じて存続すべきかは、大きな問題であります。

第三次行財政改革大綱を受けて平成28年6月に策定された「第三次行財政改革大綱アクションプログラム」の中で当施設は、廃止又は民間等への譲渡を含めた検討をし、平成32年度までに方向付けを行うことが示されています。

今後行われるサウンディング調査なども十分に活用し、公共施設として当施設を存続してよいものかを検討し、目標期限までに結論を出すことが望まれます。